

## 第2章 戦後における豚の改良増殖事業

表1.1に示した如く、終戦翌年の昭和21年(1946年)にはわが国の豚飼養頭数は88,082頭まで激減し、わが国養豚史上かつてない危機に陥った。しかし、その後徐々に増加し、10年後の昭和31年(1956年)には戦前最高時(昭和13年)の水準にまで回復した。そして、昭和56年(1981年)にはついに1,000万頭の大台に達し、平成元年(1989年)には1,186万6,000頭となった。このように、終戦後88,000頭にまで落ち込み、悲惨な状態であったわが国の豚飼養頭数が戦後10年で約13倍、20年で約45倍、30年で約90倍、40年で約125倍にまで復興した事例は諸外国の養豚史にも見られない画期的なことである。そして、単に頭数の増加のみならず質的にも向上し、内容が大きく変貌した。

このような養豚の振興は、国民経済の発展による食生活の改善から豚肉およびその加工品の需要が著しく増加したことによることはもちろんであるが、養豚の技術、経営の近代化、各種振興施策の効果が与って力となった。戦後の豚改良増殖事業に影響を及ぼしたと考えられる項目のみについて考えてみても、1)家畜改良増殖法の制定 2)各種改良増殖施策 3)飼養品種の変遷とくに大型種の導入とその活用 4)登録事業の発展 5)繁殖能力および産肉能力検定方法の確立とその実施 6)種豚および肉豚審査標準の制定 7)全国、地域、都道府県豚共進会の開催 8)屠体審査標準、豚枝肉取引規格、部分肉取引規格の制定と取引の実施 9)雑種利用、系統造成事業の進展 10)飼養管理技術の進歩、11)繁殖技術とくに人工授精に関する研究とその応用等々多岐にわたっている。

そこで、本章では 1)家畜改良増殖法の制定 2)豚の改良増殖事業の推移等全般にわたる事項を取り扱い、その他の項目については、それぞれ別章において、専門事項毎に記述することとした。

### 1. 終戦直後から家畜改良増殖法(法律第209号、昭和25年)制定前後までの状況

第2次世界大戦終結(昭和20年、1945年)当時は衣食住のすべての物資は極度に欠乏し、日常生活は困窮をきわめ、人心の荒廃と意気阻喪の暗黒時代であったが、国民は次第に自信をとりもどし、まず食糧の確保に全力を傾注し、農畜産はその中核であった。

養豚業も動物性蛋白質食品の重要な担い手として、飼料資源となり得るものすべての利用更生と、管理資材の不足を克服し、養豚に携わる人々の不屈の努力によって次第に復興した。この間官民一体となつての養豚再興にかける気概はめざましかった。

終戦後1~2年間の空白期間における資料で入手出来なかったものもあるが、手元にある若

干の資料を基に当時の模様を記録に止めておきたい。

豚の飼養頭数は表 1.1 のように終戦翌年（昭和 21 年）を最低数（88,082 頭）として徐々に増加に向かったが、種豚の質はまちまちであった。いっぽう養豚技術者、実際養豚家（養豚の担い手）の数も著るしく減少していた。

終戦後、養豚農家の後継者が復員してきて養豚業にもやや活気が戻り、又復員軍人で新たに養豚関係の仕事を目指す人達も加わり、当時は恰も明治維新における「士族授産」の状況を想像させるような状態であったが、誰もが生活のかかった仕事であったから懸命の努力をし、豚の改良増殖に新しい力となった。

このような混乱期においても各県の養豚関係担当者は、まず基礎となる優秀な種豚を確保しななければならないとの見地から、原種豚の認定保留、たね子豚貸付規則、種牡（雄）豚検査条例などを定めてその実現に努力された。このような処置は当時の中ヨークシャー種、パークシャー種について関係県でほぼ同様の努力をされているが、次に千葉県の場合を記録して当時の関係者の努力を伝えたい。

#### 1) 原種豚認定保留要綱（千葉県の例）

- 第一. 知事は「中ヨークシャー種」の種豚中優秀なるものゝ血統を保存し、資質能力の向上を図るため、この要綱により予算の範囲内に於て奨励金並びに別紙様式の原種豚認定書を交付する。
- 第二. この要綱により認定を受ける種豚は、次の各号に該当し、且つ認定検査に合格して知事の承認を受けたものでなければならない。
  - 一. 血統が純粋であり、資質、体型、能力が優秀であること。
  - 二. 生後6カ月以上のものであること。
- 第三. 原種豚の認定検査員は縣吏員並びに種豚蕃殖に多年の経験と知識を有するものゝ内より、知事が任命若くは囑託する。
- 第四. 原種豚の認定検査を受けようとするものは、別記様式の申請書に血統書寫、並びに能力検査に参考となる書類を添へて毎年5月末日迄に知事に提出しなければならない。
- 第五. 認定を受けた種牝豚は、保留期間中蕃殖に供用し、一産分娩毎に産仔一頭を知事の指定するところから譲渡しなければならない。但し特別の事由によって、知事の承認を受けたものはこの限りでない。
- 第六. 認定種牝豚が分娩した時は、遅滞なく知事に生産報告をしなければならない。
- 第七. 認定種豚は知事の承認がなければ保留期間中他へ譲渡することができない。又右期間中に当該種豚が斃死或は重大な事故発生の場合は速やかに知事に報告せねばならぬ。

い。

第八、 認定を受け、又は、奨励金の交付を受けたものが、この要綱に違反した時又は申請書その他記載事項に虚偽を発見したときは認定を取り消し、奨励金の一部若しくは全部の還付を命ずることがある。

## 2) 県有たね子めす豚貸付規則（千葉県の場合）

千葉県規則第37号

千葉県たね子めす豚貸付規則を次のように定める

昭和25年5月26日

### 千葉県有たね子めす豚貸付規則

第一条 農業経営の合理化並びに養豚の振興を図るため、この規則によりたね子めす豚の貸付（以下貸付という）を行う。

第二条 貸付は、一単位10頭以上とし、無畜農家解消の施設をなす次に掲げるもので、知事の適当と認めたものに対し行う。

一 市町村

二 畜産に関する事業を営む農業協同組合

第三条 貸付を受けようとするものは、あらかじめ貸付たね子めす豚（以下貸付豚という）の飼養管理を行う者（以下飼養管理人という）を選定し様式第1号による借受申請書を知事に提出しなければならない。

第四条 貸付を受けたもの（以下借受者という）は、様式第2号の受領書を知事に提出しなければならない。

第五条 借受者は貸付当初のたね子めす豚一頭につき2年以内に、生後50日以上 of 優良なたね子めす豚（以下産子豚という）2頭を無償で県に納入しなければならない。

第六条 前条の義務を履行した場合は、その貸付豚を借受者に無償譲渡し血統書を交付する。

2 借受者が前条の義務を履行しない場合は、知事は貸付豚の返納を命ずる。

3 貸付豚がへい死した場合借受者は貸付当時の原価の二分の一の金額を納付しなければならない。

4 貸付豚が事故による廃用となった場合借受者は知事の命ずる評価人が査定した価格を納付しなければならない。

第七条 貸付豚の受領又は産子豚の納入は、知事の指定する期日及び場所において行わなければならない。

第2編 豚の改良増殖事業の概要

第 八 条 貸付豚の受領、返納、産子豚の納入及びその飼養若しくは管理に要する一切の費用は借受者の負担とする。

第 九 条 借受者は、貸付豚が子豚を生産したときは、遅滞なく様式第3号（略）により、知事に報告しなければならない。

第 十 条 借受者が貸付豚の飼養管理人を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

第 十 一 条 知事は必要があると認めるときは、随時貸付豚の状況を検査し借受人に対し飼養管理に関し必要と認める事項を命じ又は借受人から報告を求めることができる。

第 十 二 条 貸付豚がへい死した場合借受者はただちに獣医師の検案書を添え知事に報告しなければならない。

第 十 三 条 貸付豚を事故により廃用とする場合は借受者はただちにその旨を知事に報告し承認を受けて処置しなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行し、第六條第3項については、昭和26年4月1日から適用する。

(様式第1号)

- 一 たね子めす豚借受申請書
- 一 種豚の性別、頭数
- 二 予定飼養管理人住所氏名
- 三 予定飼養場所別頭数
- 四 借受期間 2カ年

私は農業経営の合理化並びに養豚の振興を図るため、上記のとおりたね子めす豚を借受けたので、千葉県有種子めす豚貸付規則第三条により申請いたします。この申請により貸付を受けた場合は、たね子めす豚貸付規則に規定する条項を遵守し、借受人の義務を完全に履行することをここに誓約いたします。

昭和 年 月 日

住 所

申請人 氏 名 印

千葉県知事

殿

(様式第2号)

昭和 年 月 日

第2編 豚の改良増殖事業の概要

住 所

受領人 氏 名

印

千葉県知事

殿

受

領

書

貸付番号	名 前	品 種	性	生 年 月 日	特 徴	血 統	飼養管理人 住所氏名

私は昭和

年

月

日附第

号貸付指令に基き受領いたしました

3) 種牡（雄）豚検査条例（千葉県の例）

千葉県条例第39号

千葉県種牡豚検査条例を次のように定める。

昭和23年4月30日

千葉県知事 川 口 為之助

千葉県種牡豚検査条例

第一条、豚の改良発達を図るためこの条例により種牡豚の検査を行う。

第二条、牡豚はこの条例によって検査を受け合格したものでなければ種付に使用することができない。

第三条、前条の検査は知事の任命又は囑託する種牡豚検査員がこれを行う。

検査は毎年一回定期に施行する。但し知事が必要と認めたときは臨時に検査を行うことができる。

検査の期日及び場所は検査の施行前に定期検査の場合は告示し臨時検査の場合は所有者又は管理者に通知する。

第四条、種牡豚の検査を受けようとするものは、毎年三月末までに、第一号様式（略）によって知事に申請し指定の期日、場所に牽付けの上検査を受けなければならない。

前年の定期検査又はその後の臨時検査に合格した種牡豚はその後の申請をすることなく証明書を提示して検査を受けることができる。

第五条、種牡豚検査は次の標準によって行う。

- 一、生後満10ヵ月以上であること
- 二、体格が強健であり性質が善良であること
- 三、血統が純良であり品種の特ちょうを具えていること

第六条、検査に合格した種牡豚はその左耳に第二号様式（略）の耳標をつける。

## 第2編 豚の改良増殖事業の概要

合格種牡豚の所有者又は管理者には第三号様式（略）の証明書を下附する。

第七条、証明書の効力は満1年とする。但し疾病その他の事由によって必要があるときは、その期間ならびに区域の変更を命じ若しくは、その効力を停止するか又は取消をすることがある。

第八条、種牡豚の種付を行うときはその所有者又は管理者は第六条第二項の証明書を携帯しなければならない。

証明書は、検査員又は種付を受けようとする牝豚の所有者若しくは管理者から閲覧を請求されたときは拒むことができない。

第九条、証明書記載の事項に変更を生じた時若しくは証明書を、毀損し又は亡失したときは種牡豚の所有者又は管理者は知事に届出で、更に証明書の交付を受けなければならない。但し亡失の場合を除く他は、もとの証明書を届書に添付しなければならない。

第十条、耳標を亡失したときは種牡豚の所有者又は管理者は、遅滞なくその旨を知事に届出なければならない。

第十一条、次の各号の一に該当するときは、種牡豚の所有者又は管理者は十日以内に耳標を添え証明書を知事に返納しなければならない。

- 一、証明書の効力を失なったとき
- 二、種牡豚がへい死したとき
- 三、種牡豚の用を廃止したとき
- 四、証明書の効力を停止又は取消されたとき

第十二条、種牡豚の所有者又は管理者は帳簿を整理して種付年月日、種付牝豚の種類、名号、生年月日、及び所有者又は管理者の住所氏名を記載しておかななければならない。

第十三条、この条例により知事に提出する書類は所轄市長、地方事務所長を経由しなければならない。

第十四条、種牡豚の所有者又は管理者に移動を生じた時、若しくは、住所氏名を変更したときは、種牡豚の所有者又は管理者は、すみやかに知事に届出なければならない。

第十五条、この条例は、官庁又は、県の所有する種牡豚には適用しない。

第十六条、この条例第十一条第八条乃至第十二条に違反したもの又は証明書の効力を失い若しくは停止又は取消された種牡豚を種付に使用したものに対しては、二千元以下の罰金又は科料に処する。

### 附 則

この条例は交付の日からこれを施行する。

昭和23年に限りこの条例第四条の申請書の提出期限を5月31日に読替える。

注 意

- 一、この証明書は検査及び受付の際には必ず携帯すること。
- 一、前回の検査に合格したもので更に種牡豚検査を受けようとするものは、受験の際検査員にこの証明書を差出すこと。
- 一、この証明書は有効期間が満了して引続き検査を受けない時、種牡豚がへい死した時、種牡豚の用を廃した時、又は証明書の効力を取消されたときは、10日以内に耳標を添え知事に返納すること。
- 一、この証明書の記載事項に異動を生ずるか又はこの証明書を毀損亡失したときは、知事に届出で、書換又は再交付を受けること。

以上は、県が主体となって推進された 1) 原種豚の認定保留や、2) 県有たね子雌豚の貸付、あるいは 3) 種牡(雄)豚検査条例についての例であるが、民間においてもこれと呼応して県種畜場直系の優秀な種豚をもって改良をすすめようとする民間組織(協会)が結成されて、県産豚の声価保持、普及に役立てようとの動きが活潑となった。次に1例として、「千葉豚業末広協会設立趣意書」を掲げておく。

#### 4) 種豚改良の民間組織(千葉豚業末広協会の例)

##### 設 立 趣 意 書

輓近商工の業が盛んになりました。古来より農を以て基とするは我國の國是で今に渝りはありません。殊に戦後の國情歳々人口の増加は食糧難を来して我々の生存を脅し榮養は低下し國民の困憊將に危機に瀕しつゝあります。

之を救ふは農業を充實させる事が目下の急務であり有畜農就中養豚である事は世の定評であります。家と云ふ字はウ冠に豕と書きます。家には必ず豕がなければならぬと云ふ事を考へても判ります。豚には種々の種類がありますが飼養容易で蕃殖が早く僅かの飼料で短期に肥大し肉は美味にして滋養に富み糞尿は雑食動物なるが故に堆肥として高價值があり小資本で利益の多い純粹ヨークシャー種即ち千葉縣綜合種畜場で改良されつゝあるのが最も優良です。

我々同志は此の優良なる千葉縣綜合種畜場直系の種豚を以て縣内は勿論廣く我國豚種の改良に寄與して往年の千葉豚の声價を保持し併せて農家副業の資に添へんと茲に千葉豚業末廣協会を組織いたしました。

昭和28年10月 日

千葉豚業末廣協會  
千葉縣船橋市前原町二三六

發起人

代 表 田 中 長 藏

(ほか、田久保、江畑、森田、近藤の4名)

このような動きは全国の主要生産地に起り、本格的な種豚改良組合の設立なども盛んとなった。そして、中ヨークシャー種については神奈川ヨーク(高座豚)、千葉ヨーク、群馬ヨーク、茨城ヨーク、埼玉ヨーク、愛知ヨーク、静岡ヨークなど、バークシャー種については鹿児島バーク、静岡バーク、埼玉バークなどの名称で資質優秀な種豚が競って生産、売買されるようになった。

なお、やゝ趣を異にするが当時「日本種豚養豚協会」なる民間団体が設立され、事務所を茨城県古河市に置き、必要な地方に支部を置いて、改良種の血統証明書の発行、改良豚の肉豚売買取手、飼料及び薬品の売買取手、殺処分に対する相互救済事業等を目的とするものであったが、本格的な活動には至らなかったようだ。

## 2. 優良種豚の系統調査

昭和23年(1948年)7月12日に「種畜法」が制定されたことに伴い同年10月4日、日本種豚登録協会が設立され、種豚の登録が開始されたが、年と共にその重要性が認識され、登録頭数も増加した。

(登録協会はその後昭和25年(1950)年、「家畜改良増殖法」の制定に伴い、社団法人日本種豚登録協会に改組され、本格的な事業を開始して発展してきているがその後の組織、事業等については第3編において詳述する)。

### 1) 優良種豚および功労種豚の調査

日本種豚登録協会では昭和26年(1951年)5月「優良種豚系統調査要綱」を策定して種豚登録実施以前(昭和18年3月以前)において各都道府県の豚の改良繁殖上特に功労のあった種豚(功労豚)および優良種豚の系統を調査し、その名簿を作製・配布して種豚改良繁殖上の指針とした。

昭和26年5月7日に(社)日本種豚登録協会が策定発表した「優良種豚系統調査要綱」および同年度に調査すべき優良種豚として選定した(中)ヨークシャー種とバークシャー種の種豚一覧、並びに功労種豚の調査様式は次のとおりであった。

「優良種豚系統調査要綱」

昭和26年5月7日

#### 1. 調査の目的

社団法人 日本種豚登録協会

優良なる種豚の系統を調査し種豚改良繁殖上の指針とする。



第2編 豚の改良増殖事業の概要

2. 調査の種類及び要領

(1) 優良種豚の調査項目および実施事項は下記のものであった。

優良種豚の調査実施要項

調 査 項 目	實 施 事 項
調 査 範 圍	1. 登録種牡豚でその産仔豚中に 130 頭以上の登録豚を出したもの 2. 年度毎に区分し継続事業とする
系 統 調 査	系統圖を作製する、系統圖は輸入豚迄を調査記入する
共 進 會 入 賞 調 査	都道府県以上を区域とする共進會に於て入賞せる等級を調査し、系統圖に記載する
産仔豚の登録状況調査	産仔豚の内、登録豚の數及び各部位毎の体格審査成績の調査
遺 伝 的 特 徴 の 調 査	産仔豚の各部位毎の体格審査成績の平均値により遺伝的特徴を推定するほか生産地における聴取調査を行う
繁 殖 能 力 調 査	種付頭數及び産仔數の調査

表 2.2 昭和 26 年度に調査すべき優良種豚一覧表

品 種	名 号	登 録 番 号	産仔豚中 登録豚の數	所 有 者	
				県 名	氏 名
ヨークシャー種	岡 美	788	252 頭	愛 知 県	六ツ美村農業會
〃	デグナガソルツイワ	1,016	228 頭	神 奈 川 県	福 島 倉之助
〃	ジャミソンハンモンズ	841	192 頭	〃	矢 部 金 藏
〃	岡式老一老	1,314	161 頭	静 岡 県	片 瀬 士 郎
〃	堀兼七六	3,115	159 頭	埼 玉 県	高 橋 義 郎
〃	ジャミソンバロン	839	157 頭	神 奈 川 県	瀬 川 猪之助
〃	立川第老参四東雲	84	147 頭	千 葉 県	佐 倉 種 畜 場
〃	群種式 0-五九	791	140 頭	群 馬 県	小 澤 常 吉
〃	立川第参曉雪	877	139 頭	群 馬 県	金 井 喜 信
〃	岡式 0-四老四	868	136 頭	神 奈 川 県	瀬 川 猪之助
〃	老八七式	816	130 頭	神 奈 川 県	三 島 農 園
パークシャー種	旭 天 龍	20	275 頭	静 岡 県	河 合 源 太 郎
〃	第川第七四景風	260	236 頭	埼 玉 県	平 塚 貞 三 郎

注：毎年度優良種豚名簿を作製し配布する。

## 2) 優良種豚系統調査報告書

日本種豚登録協会が昭和28年度より同31年度までの4カ年間農林省振興局の援助により実施した本調査も当初の計画通り進み、一応の基礎が確立したので、その後の調査は(社)日本種豚登録協会(以下協会)の事業として継続調査を行ない、昭和33年度末(昭和34年(1959年)3月31日)に詳細な内容の「優良種豚系統調査報告書」(43頁)が発行されている。その概要を摘録すると次のようである。

本調査の担当には、協会技師小春英世、同青山静応の両名が当たり、また事業の実施にあたっては農林省畜産局家畜生産課の渡辺一男技官、農業技術研究所家畜部の丹羽太左衛門技官が協力した。

### ① 調査の目的

最近の養豚界の進展はめざましく、飼養頭数の増加と共に資質の向上がみられつつあることは種豚登録事業の実績及び過去3回に亘る全日本豚共進会の成績からもうかがえるが、今後より効果的に改良の成果をあげる必要がある。

特に昭和35年度より国立の豚産肉能力検定事業も発足し、全国的に画一的な方法により実施される計画であり、検定の実施にあたっては検定豚を資質の優れた優秀な系統より選定する情勢となった。

このような意味合いから全国に分布する高等登録に合格した優秀な種牝(雌)豚を対象として系統を分類整理し優秀系統を明らかにすると共にその産仔検定成績をも併せ発表して関係者の参考資料とする。

### ② 調査の方法と概要

調査の対象とした種豚は、昭和30年度においては昭和29年度までに登録された高等登録牝豚、ヨークシャー種1,635頭、バークシャー種331頭を系統により分類整理した。なお、系統番号は同一系統中にある高等登録牝豚の頭数の多いものから便宜一連番号(系統番号)を附した。

昭和31年度の調査は前年度に引き続き、昭和30年度に新たに登録された高等登録牝豚ヨークシャー種599頭、バークシャー種178頭を分類、追加した。

昭和32年度の調査においては、昭和31年度に新たに登録された高等登録牝豚ヨークシャー種629頭、バークシャー種238頭を分類整理した。

昭和33年度に調査の対象とした種豚は、昭和32年度に高等登録に合格した種牝豚ヨークシャー種999頭、バークシャー種239頭であった。

### ③ 系統図の作製

全国に分布している高等登録牝豚を品種別に、母系統により分類整理して系統図を作製した(図2.3)。

④ 産仔検定成績

同一系統内にある高等登録牝豚の産仔検定成績を調査し、各項目について、その平均値を算出した(表2.2)。なお、調査期間中に本会の種牝豚産仔検定規程並びに同標準が変更されたが、それぞれ当該期間の規程並びに同標準に従って計算されている。(詳細は第3編、第2章4、2)登録の種類とその条件の項参照)。

⑤ 発表の内容

昭和30年度においてはヨークシャー種は系統番号1号より18号までの18系統、パークシャー種は系統番号1号より8号までの8系統

昭和31年度においてはヨークシャー種は系統番号19号より36号までの18系統、パークシャー種は系統番号9号より16号までの8系統

昭和32年度においてはヨークシャー種は系統番号37号より70号までの34系統、パークシャー種は系統番号17号より30号までの14系統を発表し、産仔検定成績はそれぞれ一覧表にして示している。

昭和33年度においては前年度までに発表されたヨークシャー種系統番号70号の系統中高等登録牝豚11頭以上のもの、パークシャー種系統番号30号の系統中高等登録牝豚6頭以上の系統を選抜して発表し、併せてその産仔検定成績も発表している。

系統図及び産仔検定成績一覧表の1例を示すと図2.2および表2.3のようである。

第2編 豚の改良増殖事業の概要

系 統 No	Y-No. 97
系統内高等登録豚数	13

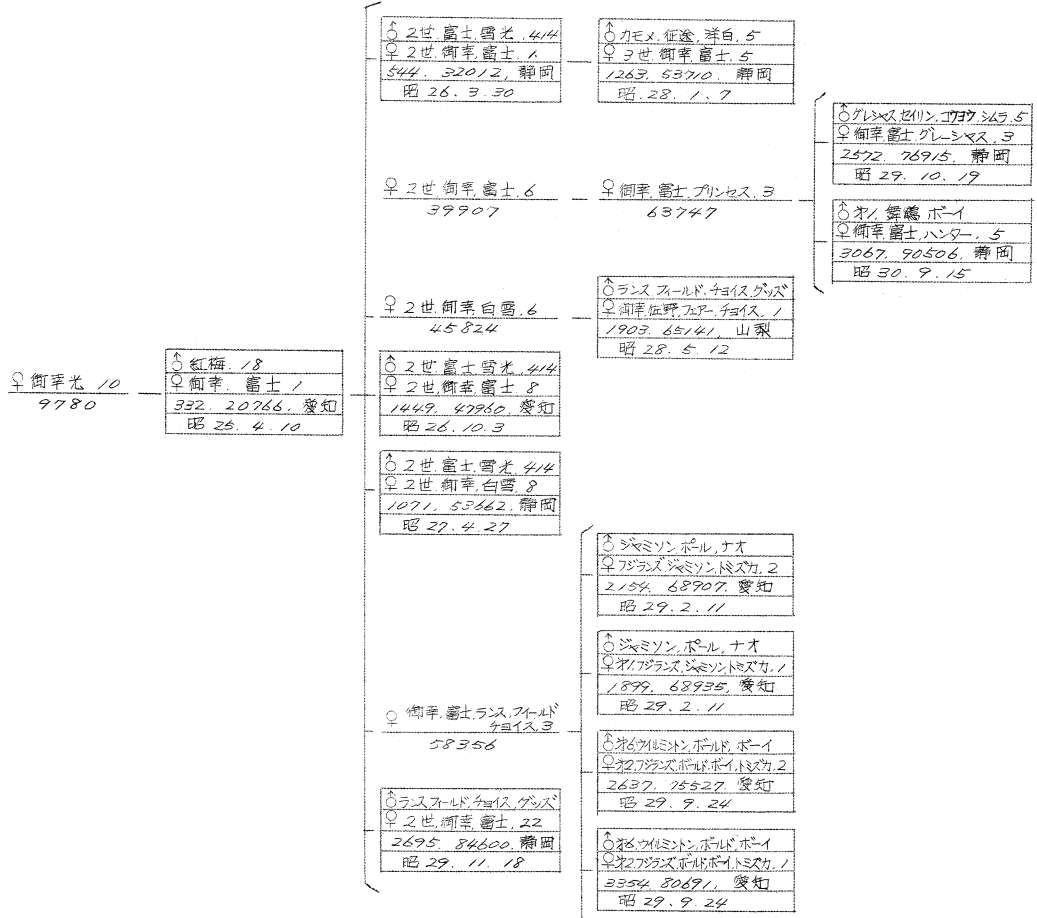


図 2.2 優良種豚の系統図 (昭和 33 年度)

第2編 豚の改良増殖事業の概要

Y-No 97

表 2.3 優良種豚の産仔検定成績 (昭和33年度)

産仔検定成績一覽表

高第	種第	名 号	所有者 県 名	産 次	分 産 頭 数	生 産 頭 数	哺 育 期 始 頭 数	仔 豚 成 績				採 点 計	減 点	得 点	備 考	
								前 期 後 期	育 成 頭 数	育 成 率	総 体 重					一 頭 平 均 体 重
332	20766	御幸, 富士, 1	静 岡	2	9	9	9	8	88	40.8	5.1	82.0	9		9	
								8	100	90.0	11.2	71.0				
544	32012	2世, 御幸, 富士, 1	"	1	9	9	8	8	100	46.7	5.8	81.7	10	1	9	
								8	100	88.3	11.0	77.1				
1071	53662	2世, 御幸, 白雪, 8	"	1	9	9	9	9	100	46.7	5.1	81.8			11	
								9	100	101.0	11.2	83.3	11		11	
1263	63710	3世, 御幸, 富士, 5	"	1	10	10	10	10	100	48.1	4.8	92.0			13	
								10	100	104.6	10.4	75.0	13		13	
1449	47960	2世, 御幸, 富士, 8	愛 知	2	9	9	9	9	100	48.5	5.3	78.0			10	
								9	100	119.5	13.2	77.4	10		10	
1899	68935	オ1, フジランズ, ジェミソン, トミズカ, 1	"	1	10	8	8	8	100	60.0	7.5	80.9			11	
								8	100	100.1	12.5	83.3	11		11	
1903	65141	御幸, 佐野, フェア チヨイス, 1	山 梨	3	10	10	10	8	80	50.1	6.2	75.0			10	
								8	100	114.1	14.2	85.4	10		10	
2154	68907	フジランズ, ジェミソン, トミズカ, 2	愛 知	2	10	10	8	8	100	51.7	6.4	76.2			10	
								8	100	81.3	10.1	80.0	10		10	
2572	76916	御幸, 富士, グレーシマス, 3	静 岡	2	13	10	10	10	100	61.2	6.1	73.9			11	
								10	100	107.9	10.7	73.0	11		11	
2637	76527	オ2, フジランズ, ホールド ボーイ, トミズカ, 2	愛 知	2	9	9	9	9	100	46.3	5.1	75.7			9	
								9	100	103.8	11.5	72.5	9		9	
2695	84600	2世, 御幸, 富士, 22	静 岡	1	12	11	11	11	100	56.4	5.1	80.3			14	
								11	100	112.8	10.2	76.5	14		14	
3067	90506	御幸, 富士, ハンター, 5	"	1	11	11	10	10	100	51.1	5.1	72.4			11	
								10	100	105.1	10.5	76.6	11		11	
3354	80691	オ2, フジランズ, ホールド ボーイ, トミズカ, 1	愛 知	3	10	10	10	10	100	53.8	5.3	77.0			12	
								10	100	120.0	12.0	80.4	12		12	
	平 均				10.0	9.6	9.3	9.1	97.5	50.9	5.6	78.7				
								9.1	100	103.7	11.4	78.0			10.7	

(21)

(2) 功勞種豚調査

- ① 本會の種豚登録實施以前（昭和18年3月以前）において各都道府県の豚の改良繁殖上特に功勞のあった種豚について各支部より功勞種豚調書を取り纏める。
- ② 功勞種豚調書（別紙様式）に記載すべき事項は次の通りとする。  
名号，性，生年月日，繁殖者，所有者の住所氏名，斃死又は屠殺せる年月日，繁殖成績（牡の場合は種付頭數，産仔數，牝の場合は産次毎の産子數），系統圖，共進會入賞の有無，入賞の場合は共進會の年度，名稱，等級等，産仔豚の主なる配分先調，その他参考となるべき事項。
- ③ 功勞種豚にあつては，功勞種豚名簿を作製して配布した。

第2編 豚の改良増殖事業の概要

別紙様式 功勞種豚調書

功勞種豚調書						支部名		印	
品種	種	名号	号	性	生年 月日	年	月	日	生
繁殖者	都道 府県	郡 市	町 村	氏名					
所有者	都道 府県	郡 市	町 村	氏名					
生存、斃死又は屠殺の区分及び年月日				生存 斃死 屠殺	年 月 日				
繁殖 成績	牝 の 部	年 度	種付頭數	産 仔 數	年 度	種付頭數	産 仔 數		
牝 の 部	産 次	産 仔 數			産 次	産 仔 數			
		牝	牝	計		牝	牝	計	
系 統 圖									
血統	父	号	祖父		号				
			祖母		号				
母	号	祖父		号					
		祖母		号					
共進會入賞状況	共進會の年度	共進會の名稱			等級	出品点数			
仔孫豚の主なる配 分先及び功勞種豚 と認めた理由 その他参考となる べき事項									
備 考	1. 記載上の注意 最後の欄には上記の事項のほか、その系統中で共進會に入賞したもの、遺伝 的特徴と認められる事項等出来る限り詳細に記入せられ度し								

(関連研究)

上記1), 2), 3)の優良種豚の系統および功労種豚に関する調査は(社)日本種豚登録協会が中心となって行なわれたが、これとは別個に鹿児島大学農学部、武富萬治郎教授を中心とする研究グループによって、鹿児島県バークシャー種に関する育種学的調査および血統分析に関する下記の報告が発表されている。

1. 鹿児島県バークシャー種に関する育種学的調査—枕崎市種豚を中心として—  
武富萬治郎, 橋口 勉, 岡本 悟(鹿児島大農・家畜育種学研究室), 昭和42年(1967年)3月,  
(社)日本種豚登録協会鹿児島県支部

2. 鹿児島県バークシャー種の血統分析  
武富萬治郎, 前田芳実, 小島正秋, 橋口 勉, 東条英昭, 小川清彦, 小山田 巽(鹿大農),  
中宅間隆男(鹿児島県農業改良普及員), 永田文吉(鹿児島県畜産会), 昭和50年(1975年)3月,  
鹿児島大学バークシャー種研究会



### 3. 家畜改良増殖法（法律第209号）の制定

この法律は、家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制等について定めて、家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資することを目的として昭和25年（1950年）5月27日に制定された。

その後、昭和26年5月、29年6月、35年8月、36年11月、37年9月、41年6月、53年4月、53年7月、56年5月、57年7月、58年5月（主として家畜受精卵移植による改正）、昭和58年12月、60年7月に一部改正、平成6年11月11日に最終改正が行われている（法律第97号）。

また、家畜改良増殖法施行令は、昭和25年8月19日政令第269号をもって公布され、昭和59年6月までに7次の改正が行われ、最終改正は平成6年3月24日に行われている（政令第72号）。

家畜改良増殖法施行規則は、昭和25年8月19日農林省令第96号をもって制定され、昭和60年7月までに9次の改正が行われ、最終改正は平成6年11月11日（農林水産省令第78号）となっている。

### 4. 家畜改良増殖目標の推移

家畜改良増殖目標については、「農林水産大臣は、政令で定めるところにより、牛、馬、めん羊、山羊、豚及び政令で定めるその他の家畜につき、その種類ごとに、その改良増殖に関する目標を定め、これを公表しなければならない」とされており、「おおむね5年を超えない範囲内で農林水産大臣が定める期間ごとに、その後の10年間につき定めるものとする」となっている。

現在までの家畜改良増殖目標の策定、公表の経過は次のとおりであり、目標年度毎の豚の改良増殖目標の全文は別記のようである。

（家畜改良増殖目標の策定、公表の経過）

回次	公表年月日	目標年度
1	昭和37.12.28	昭和46
2	44. 6. 3	52
3	50. 6.16	60
4	55.12.20	65
5	63. 2.18	70
6	平成 8. 1.16	平成17
7	12. 4	22

第2編 豚の改良増殖事業の概要

なお、家畜改良増殖法第1章の2、第3条の3、「都道府県知事は、家畜につき、その種類ごとに、家畜改良増殖目標に即し、当該都道府県におけるその改良増殖に関する計画（家畜改良増殖計画）を定めることができる」に基づき、国が家畜改良増殖目標を公表した後に、都道府県知事は当該都道府県の「家畜改良増殖計画」を定めて公表することになっている。

第1次 家畜改良増殖目標（目標年度 昭和46年）（昭和37年12月28日公表）

豚

年次	能力				産子数	体型			摘要
	飼料要求率	飼育所要日数	枝肉歩留	背脂肪の厚さ		体重	胸囲 体長	後幅 前幅	
現在	4.0	230～ 240日	65～ 67%	3.0cm	ヨークシャー9 バークシャー7	雌 180kg 雄 200kg	88%	96%	体型欄は生後18カ月における種豚のものとする
目標 (46年度)	3.7 以内	210日 以内	70% 以上	2.6cm 以内	ヨークシャー10 バークシャー8	雌 200kg 雄 220kg	85%	103%	

目標

- (1) 総頭数は740万頭とすること。
- (2) 飼料要求率が低く、肥育所要日数が少なく、良質で脂肪適度の肉を生産するように改良すること。
- (3) ヨークシャーおよびバークシャーにあっては体の伸長および後軀の充実とともに頭部の軽いタイプに改善すること。
- (4) ランドレース等外国産品種の利用ならびに交配種の活用を進めること。

第2次 家畜改良増殖目標（目標年度 昭和52年）（昭和44年6月3日公表）

豚

目標年における能力についての数値は、次のとおりとする。

第2編 豚の改良増殖事業の概要

区分	品 種	繁 殖 能 力		産 肉 能 力						
		3週時 育成 頭数	3週時 総体重	1日当 たり平均 増体量	飼料 要求 率	背腰（ロース）		大割肉片 における ハムの割合	背脂肪層 の厚さ	
						長さ	太さ			
現 在	ヨークシャー	8.9頭	43.8kg	534g	3.8	66cm	17cm <sup>2</sup>	29.9%	3.4cm	(2.4cm)
	バークシャー	7.3	43.2	521	3.8	63	21	29.3	3.3	(2.3)
	ランドレース	9.0	52.0	628	3.6	70	18	32.0	2.7	(1.8)
目 標 (52年度)	ヨークシャー	10以上	50以上	570以上	3.5 以内	67 以上	20 以上	30 以上	3.2 以内	(2.1) 以内
	バークシャー	9 "	50 "	570 "	3.5 "	65 "	24 "	30 "	3.2 "	(2.1) "
	ランドレース	10 "	62 "	640 "	3.4 "	72 "	20 "	33 "	2.6 "	(1.6) "

(注) (1) 1日当たり平均増体量および飼料要求率は、体重20～90キログラムまでのものとする。  
(2) と体形質は、体重90キログラムでと殺した枝肉についてのものとする。  
(3) 背脂肪層の厚さは、肩、背、腰の3部の平均とし、( )内は背のみの厚さとする。

目標

- (1) 総頭数は1,500万頭とする。
- (2) 体型については、体の伸長および後軀の充実とともにヨークシャー種およびバークシャー種にあってはとくに頭部の軽いものに、ランドレース種にあっては肢蹄の強いものに改良する。
- (3) 繁殖能力については、離乳時における子豚の頭数と体重を増加するとともに、斉一な子豚を生産し、連産性に富むものに改良する。
- (4) 産肉能力については、発育がよく、飼料要求率が低く、脂肪が適度で良質の肉を多くするように改良する。
- (5) 遺伝的改良の推進とあわせて飼養管理技術の向上をはかること。

種豚の発育（体重）についての基準は、次のとおりとする。

品 種	月 齢	6	8	10
ヨークシャー、バークシャー		65.0 kg	95.0 kg	125.0 kg
ランドレース		87.0	116.0	149.0

第3次 家畜改良増殖目標（目標年度 昭和60年）（昭和50年6月16日公表）

豚

能力に関する目標数値（全国平均）を次のとおりとする。

第2編 豚の改良増殖事業の概要

区分	品 種	繁 殖 能 力		産 肉 能 力						
		3週時 育成 頭数	3週時 総体重	1日平均 増体量	飼料 要求 率	背腰（ロース）		大割肉片 における ハムの割合	背 脂 肪 層 の 厚 さ	
						長さ	太さ			
現 在	ヨークシャー	8.5頭	44.0kg	560g	3.8	68cm	17cm <sup>2</sup>	30.0%	3.4cm	(2.2cm)
	バークシャー	7.4	41.5	570	3.7	64	20	29.5	3.2	(2.2)
	ランドレース	9.0	52.5	700	3.5	70	18	32.8	2.7	(1.7)
	大ヨークシャー	9.0	50.4	700	3.5	68	18	31.9	2.8	(1.9)
	ハンプシャー	7.8	44.8	700	3.5	65	19	32.9	2.4	(1.7)
目 標 (60年度)	ヨークシャー	10以上	51以上	590以上	3.6 以内	69 以上	20 以上	31 以上	3.2 以内	(2.0) 以内
	バークシャー	9 "	51 "	620 "	3.5 "	66 "	24 "	30 "	3.0 "	(2.0) "
	ランドレース	10 "	62 "	760 "	3.3 "	72 "	20 "	33 "	2.6 "	(1.6) "
	大ヨークシャー	10 "	60 "	760 "	3.3 "	70 "	20 "	33 "	2.6 "	(1.6) "
	ハンプシャー	9 "	53 "	760 "	3.3 "	67 "	22 "	33 "	2.3 "	(1.6) "

- (注) (1) 1日平均増体量及び飼料要求率の数值は、体重30～90kgまでのものとする。  
(2) と体形質は、体重90kgでと殺した枝肉についてのものとする。  
(3) 背脂肪層の厚さは、肩、背、腰の3部位の平均とし、( )内は背のみの厚さとする。  
(4) 現在欄の数值は、繁殖能力については最近の種雌豚産子検定成績（全国）によるものであり、産肉能力については、最近の産肉能力検定成績（全国）の平均によるものである。

目標

- (1) 体型については、体の伸長および後軀の充実とともに耐用年数の長いものにする。
- (2) 繁殖能力については、離乳時における子豚の頭数と体重の増加を図るとともに、斉一な子豚を生産する能力を有し、連産性に富むものにする。
- (3) 産肉能力については、発育がよく、飼料要求率が低く、脂肪が適度で良質の赤肉を生産するようにする。
- (4) 遺伝的能力の改良の推進とあわせて飼養管理の改善を図ること。
- (5) 総頭数は、1,180万頭とする。

種豚（雌）の体型（体長、体高）についての基準は次のとおりとする。

品 種		月 齢		
		6	8	10
ヨークシャー	体 長	122 cm	129 cm	135 cm
	体 高	62	66	68
ランドレース	体 長	132 cm	139 cm	145 cm
	体 高	67	69	72

ただし、バークシャー種についてはヨークシャー種と同程度、大ヨークシャー種については